

# 障害者の範囲の見直し

- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

【平成25年4月1日施行】

- 障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（130疾患を政令で規定）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。

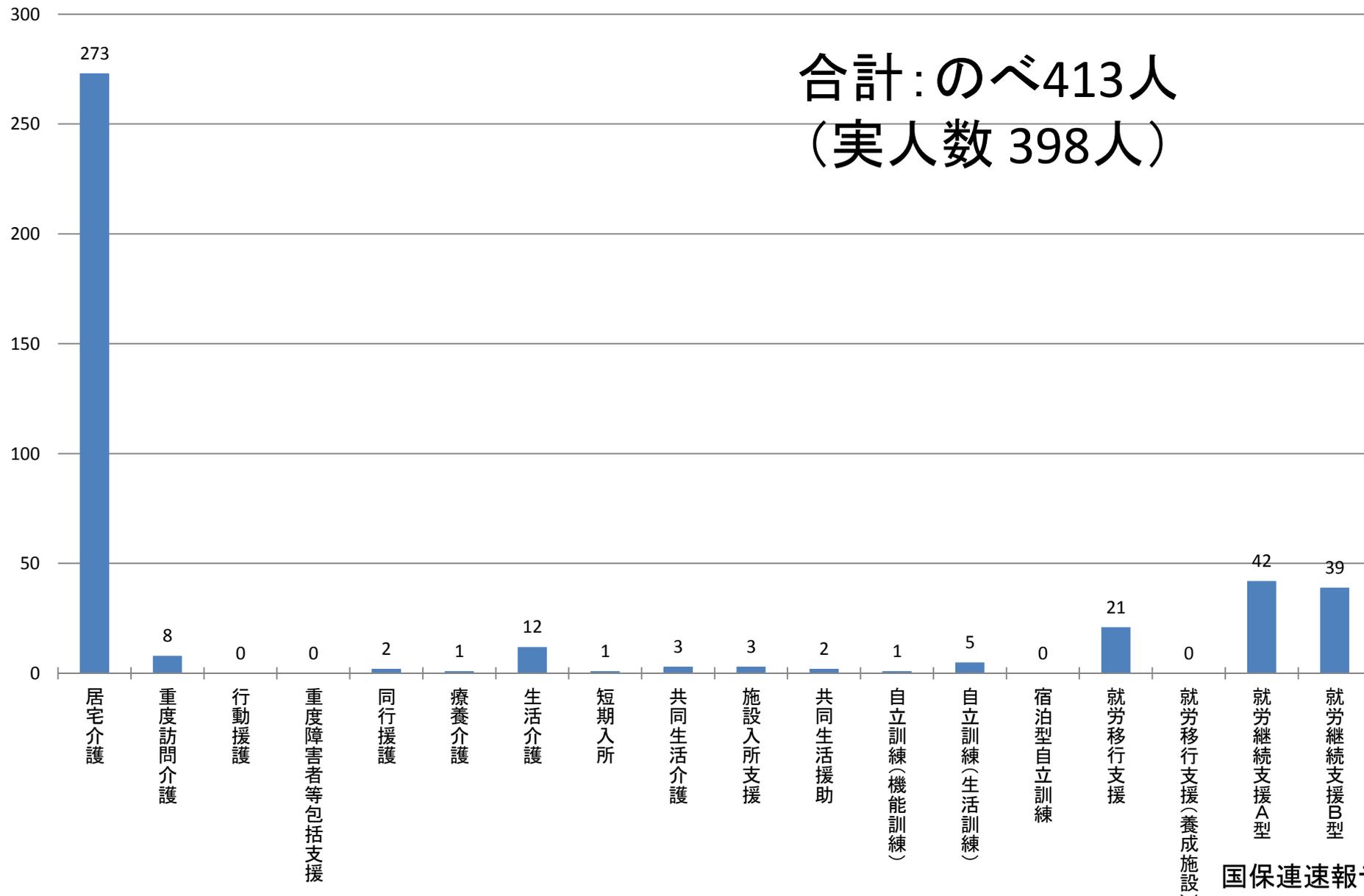
（参考：難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助（平成24年度予算：2億円、健康局予算事業）難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象  
※平成24年度まで実施

- ➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- ➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

# 障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	lgA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	嚢胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	102	バーシャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縦靱帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1 関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	バッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色靱帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	ベーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	121	慢性膵炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞蹈病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

# 難病等患者の障害福祉サービス利用状況 (平成25年8月)



## 難病対策の改革に向けた取組について（抜粋）

（平成25年12月13日 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会）

### 第3 国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実

#### 3. 福祉サービスの充実（障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲の拡大）

- 平成25年度から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等患者が加わり、その対象疾患として、当面の措置として、130疾患（難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患とされていたものと同じ範囲）が定められたところであるが、その対象疾患の範囲について、医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを実施する。



### (3) 心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)及び肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しについて

- 心臓機能障害におけるペースメーカー等植え込み者に係る障害認定については、従来、ペースメーカー等を取り外すことは生命の維持に支障を来たすのが一般的であったこと等から、一律、1級に認定されている。  
また、肢体不自由における人工関節等置換者に係る障害認定については、関節の機能が全廃しているものとして、一律、股・膝関節4級、足関節5級に認定されている。
- しかしながら、近年、厚生労働科学研究の報告等において、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力(ADL)が改善している方が多いことなどを踏まえ、この障害認定基準の見直しの必要性が指摘されているところである。
- このため、平成24年11月以降、医学専門家からなるワーキンググループ(座長:江藤文夫 国立障害者リハビリテーションセンター顧問)において検討を行い、見直し案をとりまとめ、平成25年11月11日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会(座長:葛原茂樹 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授)において見直しの了承をいただいたところである。
- 見直し内容等の詳細については、平成25年12月9日に「身体障害認定等に係る担当者会議」を開催し、説明したところであるが、平成26年4月からの施行に向けて、指定医等関係者への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)及び肢体不自由  
(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

身体障害者手帳の認定で、

- ・ 心臓機能障害におけるペースメーカー等を植え込みしている者は、一律1級として認定している。
- ・ また、肢体不自由における人工関節等の置換術を行っている者については、
  - ① 股関節・膝関節に人工関節等を置換している場合は一律4級
  - ② 足関節に人工関節等を置換している場合は一律5級として、認定している。



医療技術の進歩等により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力(ADL)が改善している方が多い(厚生労働科学研究の報告等)



専門家によるワーキンググループの開催(構成員は次頁参照)



疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会で見直し案を了承(平成25年11月11日)

人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

氏名	所属及び職名(当時)
○ 伊藤 利之	横浜市リハビリテーション事業団 顧問
岩谷 力	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
◎ 江藤 文夫	国立障害者リハビリテーションセンター 総長
中村 耕三	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局長
龍 順之助	日本大学名誉 教授、総合東京病院 顧問
織田 弘美	埼玉医科大学整形外科 教授
吉永 勝訓	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

◎:座長 ○:座長代理

ペースメーカー等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

氏名	所属及び職名
○ 和泉 徹	恒仁会 新潟南病院 統括顧問 北里大学 名誉教授
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
◎ 江藤 文夫	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
本江 純子	府中恵仁会病院心臓血管病センター附属 イメージング研究所長
奥村 謙	日本不整脈学会会頭 (弘前大学大学院医学研究科循環呼吸腎臓内科学 教授)
小野 稔	東京大学大学院医学系研究科心臓外科 教授
牧田 茂	埼玉医科大学国際医療センター 心臓リハビリテーション科 教授

◎:座長 ○:座長代理

## ワーキンググループの開催状況及び見直しの内容について

### 【人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ】

平成24年11月28日開催

(見直しの主な内容)

- 人工関節等の置換術後の障害の状態(関節可動域等)を評価し、
  - ・ 股関節、膝関節については、4級、5級、7級、非該当のいずれかに
  - ・ 足関節については、5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定を行う。
  - ・ 平成26年4月1日以降、新たに申請する者に対して適用する。(ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定する。)

### 【ペースメーカー等の障害認定の評価に関するワーキンググループ】

- 第1回 平成25年6月17日 開催
- 第2回 平成25年8月19日 開催
- 第3回 平成25年9月13日 開催

(見直しの主な内容)

- 心臓機能を維持するためのペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度を勘案して1級、3級又は4級の認定を行う。
- 一定期間(3年)以内に再認定を行うことを原則とする。
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり1級とする。
- 再認定の徹底を図るため、診査年月を手帳にも記載する。(ペースメーカー以外の再認定にも適用)
- 平成26年4月1日以降、新たに申請する者に対して適用する。(ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定する。)

## 心臓機能障害の認定基準(ペースメーカー等植え込み者)の見直し案の具体的内容について

### ○ 等級の基準について(先天性疾患により植え込みしたものを除く)

#### 《植え込み直後》

##### (1級) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

- 【解釈】・ ペースメーカー等への依存が絶対的なもの※1  
・ ペースメーカー等への依存が相対的なもの※2であって、メッツ※3の値が2未満のもの

※1 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレードがクラス I に相当する状態に対して植え込みした場合

※2 同ガイドラインのクラス II 以下の状態に対して、植え込みを行った場合

※3 メッツ: 身体能力活動を示す値(運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位)

##### (3級) 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】・ ペースメーカー等への依存が相対的なものであって、メッツの値が2以上4未満のもの

##### (4級) 心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】・ ペースメーカー等への依存が相対的なものであって、メッツの値が4以上のもの

#### 《再認定(3年以内)》

##### (1級) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が2未満のもの

##### (3級) 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が2以上4未満のもの

##### (4級) 心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が4以上のもの

### ○ 再認定の徹底について

- ペースメーカー等の植え込み者(先天性疾患により植え込みしたものを除く)については、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることを踏まえ、3年以内に再認定を行うことを原則とするが、その徹底を図るため、身体障害者手帳を交付する際、診査を実施する年月を身体障害者手帳にも記載することとする。

- 上記の取扱い(手帳への記載)は、ペースメーカー等に係る再認定の場合に限らず、すべての再認定に適用する。

## ○ 認定に当たっての留意事項(別途課長通知)

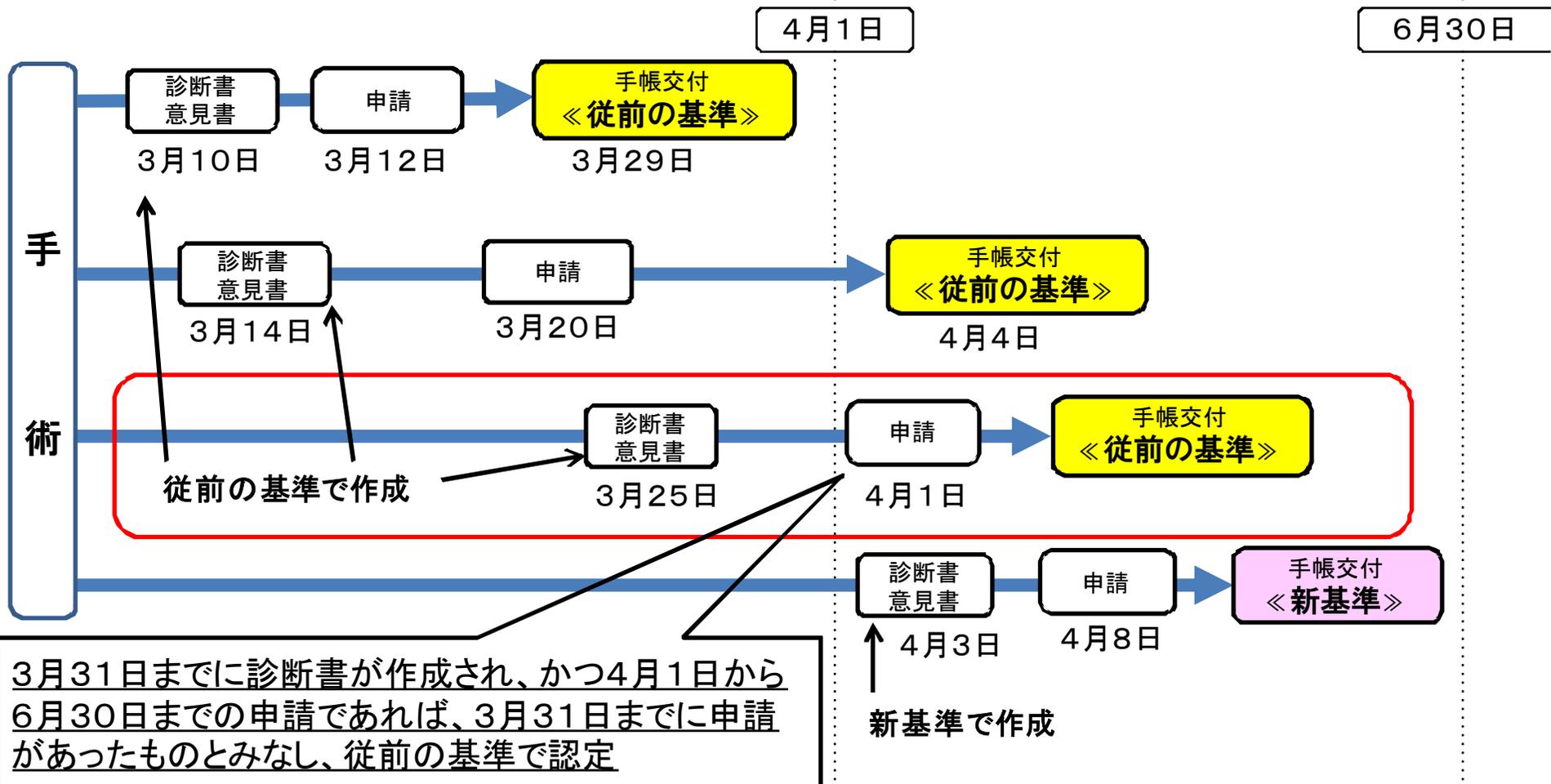
- 植え込みから3年以内や3年後の再認定の後、手帳交付者から状態が変動したことによる再交付の申請があり、障害程度の変化が認められた場合は、手帳の再交付を行うこと。  
その際には、①3年以内であれば植え込み時の基準  
②3年後であれば再認定の基準 を適用する。
- 身体活動能力(メッツ)の値について、症状が変化(重くなったり軽くなったり)する場合は、症状がより重度状態(一番低い値)を採用する。
- 先天性疾患の定義については、18歳未満で心疾患を発症したものとする。
- 植込み型除細動器(ICD)を植え込んだ者であって3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、1級と認定する。ただし、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

## (参考)

- 「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(日本循環器学会)のエビデンスと推奨度のグレード
  - (1)クラスⅠ:有益であるという根拠があり、適応であることが一般に同意されている
  - (2)クラスⅡa:有益であるという意見が多いもの
  - (3)クラスⅡb:有益であるという意見が少ないもの
  - (4)クラスⅢ:有益でないまたは有害であり、適応でないことで意見が一致している
- メッツ:METs(Metabolic Equivalents)  
運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位
  - 例 2メッツ未満:ベット等で安静が必要な状態
  - 2メッツ以上4メッツ未満:平地歩行ができる状態
  - 4メッツ以上:早歩きや坂道歩きができる状態

# ペースメーカー・人工関節等の障害認定基準見直しに係る経過措置について

(例)





## 4 地域生活支援事業について

- 来年度予算案においては、
  - ・ 移動支援や意思疎通支援など障害者及び障害児の地域生活を支援する事業について、市町村及び都道府県において実施するための予算462億円を確保し、
  - ・ 日本再興戦略を踏まえた「優先課題推進枠」、精神保健福祉法の一部改正等を踏まえ、事業メニューを追加・拡充する。
- また、25年度財務省予算執行調査の結果を踏まえ、実施が低調な市町村任意事業メニューを国庫補助対象外とする。今後も事業の実態等を踏まえ、事業メニューの見直しを実施する予定である。
- 都道府県におかれては、管内市町村に対して必要な周知・助言・指導を行うなど、特段のご配慮をお願いしたい。

※ 地域生活支援事業実施要綱（案）については、今後開催される、「障害保健福祉関係主管課長会議」において提示予定。

## 地域生活支援事業 26年度予算案の概要

(25年度予算額)

460億円



(26年度予算案)

462億円(+2億円)

**地域生活支援事業の実施や定着に係る予算を確保し、日本再興戦略を踏まえた「優先課題推進枠」、精神保健福祉法の一部改正等を踏まえ、事業のメニューを追加・拡充する。**

- 【必須事業】
- ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業（※）（都道府県・指定都市）
- 【任意事業】
- ・強度行動障害等に対応する職員の人材育成の充実（都道府県）
  - ・精神障害関係従事者養成研修（※）（都道府県、指定都市）
  - ・相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保（仮称）（市町村）
  - ・発達障害者支援体制整備の拡充（発達障害者支援センターの地域支援機能強化）（都道府県・指定都市）
  - ・障害者虐待防止対策支援（仮称）（※）（都道府県・市町村）

※個別補助金からの移行

25年度財務省予算執行調査の結果を踏まえ、実施が低調な市町村任意事業メニューを国庫補助対象外

【平成25年度財務省予算執行状況調査結果における今後の改善点・検討の方向性】

1. 実施率の低い事業が多く存在している状況等を踏まえ、厚生労働省においてそれぞれの事業の実態をよく把握し、利用者ニーズ等を的確に把握した事業となるよう、必要な見直しを行うべき。



【平成26年度の対応】

直近(H24年度)の市町村任意事業の実施率（全国の市町村数に占める実施市町村数の割合）10%未満で、且つ、過去3年度(H22~H24年度)の推移も10%未満であった以下の事業メニューを国庫補助対象外

- ・身体障害者自立支援
- ・福祉機器リサイクル
- ・生活サポート
- ・施設入所者就職支度金給付

## 5 平成26年度予算案における社会福祉施設等施設整備費について

- 平成26年度の予算編成については、「平成26年度予算編成の基本方針」が閣議決定（平成25年12月12日）されたところであり、障害保健福祉関係予算は、「必要な障害福祉サービスの提供の確保等により、就労支援を始めとした社会参加の支援、相談支援の充実等による地域生活の支援を推進する。」ものとして位置づけられたところである。
- これに基づき、社会福祉施設等整備費補助金については、平成26年度当初予算案において、30億円を計上したところである。

また、好循環実現のための経済対策の一環として、障害者施設等の防災対策等を推進するため、平成25年度補正予算案148億円を計上しており、平成26年度当初予算と合わせて全体で178億円を確保し、地方自治体の整備計画に対し、切れ目のない財政支援を行うこととしている。
- なお、平成26年度についても、自治体における整備計画に係る要望は大きいものと承知しており、補正予算での追加財政措置を講じる予定であることなどを踏まえ、平成26年度の整備計画の前倒し執行にできる限り御協力いただくよう、補正予算案に係る国庫補助協議の際にお伝えしたところである。

現在執行について精査中ではあるが、各自治体に御協力いただいております、感謝申し上げます。

○ 以上から、平成26年度当初予算案に係る国庫補助協議については、平成25年度補正予算案による前倒し執行分との調整を図るとともに、優先順位を勘案の上、真に緊急性及び必要性の高い案件に厳選されたい。

○ なお、入所施設の耐震化等整備については、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（基金）」が平成26年度着手事業まで延長されることに伴い、基金残額がある都道府県におかれては同基金を最大限活用いただきたい。

○ また、平成24年度において、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等について、当該施設等が提供するサービスの一部が休止、利用が低調であるなど、サービスが障害者等に十分に利用されていない事態が生じているなどの指摘を受けたところである。

これを踏まえ、補助金の適正執行に係る課長通知（平成25年5月15日）を発出したところであり、今後も国庫補助金等の適正な執行に努められたい。

○ 平成26年度当初予算案における国庫補助協議については、早期執行の観点から、以下のスケジュール（案）で行うこととしているので、御留意願いたい。

なお、国庫補助協議における採択方針等については、別途詳細を通知する予定である。

■ 国庫補助協議のスケジュール（案）

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ・ 厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 2月中旬      |
| ・ 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング   | 3月上旬      |
| ・ 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出      | 3月下旬～4月上旬 |

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

平成26年度予算案  
平成25年度補正予算案

30億円 } 178億円  
148億円

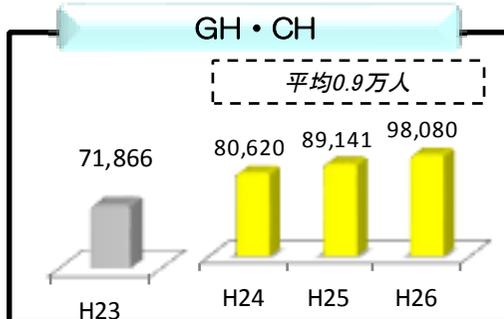
- 障害者総合支援法に基づき、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう、平成25年度補正予算案を含めた切れ目のない財政支援を行い、障害者及び障害児に必要な障害福祉サービスの基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

## 地域移行の推進

- 障害者の地域生活支援を更に推進するため、グループホーム等の整備を推進する。



第3期障害福祉計画  
における整備目標値  
(単位:人)

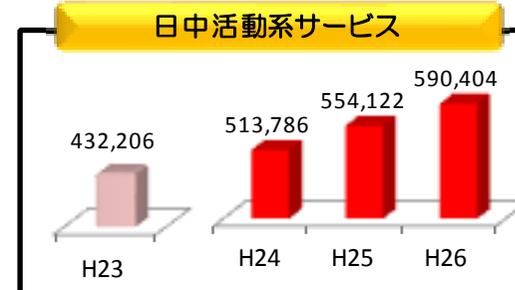


## 日中活動系サービス等の充実

- 障害児・者の就労支援や地域生活支援の充実を図るための日中活動系サービス等の施設整備を着実に推進する。



第3期障害福祉計画  
における整備目標値  
(単位:人)



## 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害者施設等のスプリンクラー整備等の防火対策を推進し、防火安全対策の強化を行う。
- また、倒壊の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転又は補強を推進する。





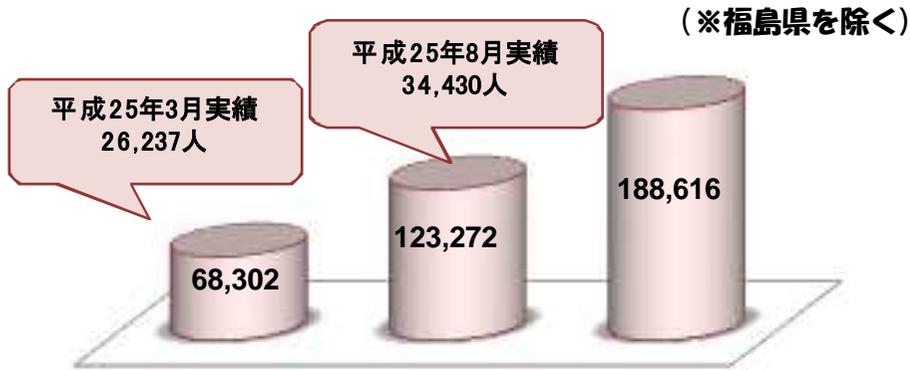
## 6 相談支援の充実等について

- サービス等利用計画については、平成27年4月以降は市町村の支給決定に際し、全ての障害福祉サービス等の支給決定に先立って作成することが前提となっている。
- 各自治体の第3期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）においては、段階的に利用者の拡大を図ることとされているところであるが、平成24年4月以降の計画相談支援の利用実績をみると、自治体によって進捗状況に大きな差が生じている。そのため、計画相談支援の利用が進んでいない市町村に対して体制整備の底上げを行うことが重要な課題である。
- 都道府県におかれては、管内市町村における計画相談支援の進捗や相談支援専門員の確保、事業所の整備等に係る状況を確認いただき、問題があれば、
  - ・ 個別の障害福祉サービス事業所に対する相談支援事業所設置の勧奨
  - ・ 体制が整っている法人・市町村等の研修実施機関としての追加指定を含む研修の受入人数の拡大
  - ・ 基幹相談支援センター等による相談支援事業者のバックアップの体制づくり等、平成27年度に向けた体制づくりを至急お願いしたい。
- あわせて、管内市町村の中で遅れが生じているところに対する指導や助言等をお願いしたい。当省のホームページで取組が進んでいる自治体や事業所の事例を掲載しているので、適宜活用いただきたい。
- なお、平成25年度補正予算案に計上された、雇用創出基金事業の「地域人づくり事業」において、相談支援事業所におけるサービス等利用計画の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行う人材の確保を図ることが可能となっている。上記の体制づくりを進めるに当たっては本事業を積極的に活用されたい。本事業の詳細については、各都道府県庁内の緊急雇用創出基金担当部局に相談されたい。

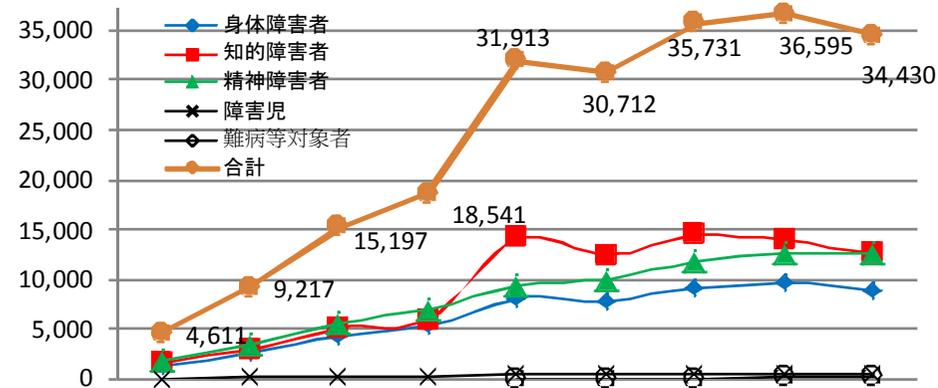
# 計画相談支援の利用者数（見込量・実績）

（単位：人）

## ○第3期障害福祉計画における見込量



## ○障害別利用者数の推移（H24.4～H25.8）



	H24.4月	7月	10月	H25.1月	4月	5月	6月	7月	8月
身体障害者	1,242	2,549	4,278	5,319	8,062	7,853	9,134	9,612	8,917
知的障害者	1,610	3,027	5,074	5,992	14,104	12,426	14,371	13,844	12,469
精神障害者	1,699	3,487	5,636	6,964	9,352	10,017	11,719	12,546	12,501
障害児	60	154	209	266	364	376	454	512	466
難病等対象者					31	40	53	81	77
合計	4,611	9,217	15,197	18,541	31,913	30,712	35,731	36,595	34,430

## ○障害福祉サービス等の利用者1万人当たりの計画相談支援の利用者数（H25.8）



国保連データ（平成25年8月分）

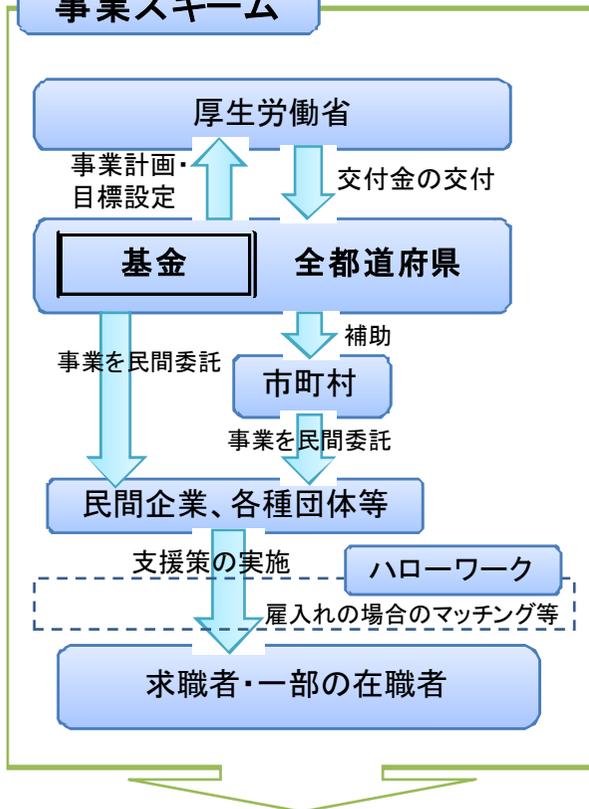
# 地域人づくり事業の概要（雇用創出基金事業）

平成25年度補正予算案  
1,020億円

## 趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

## 事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた  
雇用拡大・賃上げ促進

## 概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。  
（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

## 事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

### 雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）

#### 【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業 等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費

#### 【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング 等（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

### 処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣 等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

# 地域人づくり事業の活用例

## 雇用改善プロセス ～障害者福祉領域の人材育成を支援～

### 障害者相談支援事業所サポート事業

(概要)

地域の無業者を、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせることを通じて、それら無業者の当該事業所への就業に結びつけ、また、障害福祉サービスに関する経験を積ませることで同分野他事業所での就業にも結びつける。

(効果)

若者の人材育成、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等での人材確保

(委託先のイメージ)

・障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等



※ 本事業は、平成25年度補正予算案において要求中の段階のものであり、今後の国会審議等により内容に変更が生じる場合があります。

※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

## 7 障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

### <報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

### <報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

### <今後の日程(案)>

1月下旬～2月下旬:パブコメ期間  
3月上旬 :報酬告示、通知等発出

(参考)

## <報酬改定の方法について>

### ■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当するため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

### ■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。